

益城町つなぐ補助金申請の手引き



令和7年11月

益城町

益城町が平成28年熊本地震から10年を迎えるにあたり、みなさまと歩んできたこれまでの歩みを「ふりかえり」、活動をさらに「ひろげ」、未来へと「つなぐ」活動に補助金を交付する事業です。

事業について

1. 補助対象事業

(1) ふりかえる事業

- ・ 熊本地震のことやその後の活動を振り返る事業
- ・ これまでの支援への感謝を伝える事業

例：避難所・仮設団地の同窓会、復興のあゆみ・復興動画の作成など

(2) ひろげる事業

- ・ これまでの活動を発信する事業
- ・ 活動に関する専門家を招へいする事業
- ・ 地域同士、団体同士の交流事業・共同事業

例：活動記録誌・写真集の作成、勉強会の開催、PR イベントの実施など

(3) つなぐ事業

- ・ 熊本地震の記憶を継承する事業
- ・ 熊本地震から10年で積み上げた経験や活動、まちづくりを継承・発信する事業
- ・ 災害の備えや対応を実践する事業

例：復興シンポジウムの開催、まちづくりの記録の作成、写真集の作成、まちづくりワークショップ、まちあるきの実施、避難訓練の開催など

2. 補助対象事業の実施期間

令和8年1月1日 から 令和8年12月31日まで

3. 補助金交付対象団体

補助金の申請をするには、以下をすべて満たす必要があります。

- (1) 町内に活動拠点のある5人以上で構成される団体であること。
- (2) 定款、規約、規則等の組織の運営に関する定めを有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしていること。

- (3) 団体の代表者が町内に居住していること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。
- (5) 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できる団体であること。
- (6) 申請しようとする事業を実施する前に、町の広報媒体への掲載依頼又はその他の手段を活用した広報活動を行うこと。

ただし、以下の項目に該当する団体は対象外とします。

- 未成年者のみで構成される団体
- 政治活動及び宗教活動を目的とする者又は団体
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団)及び暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員)を構成員に含む団体並びに次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している団体
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- その他町長が不適当と認める者又は団体

4. 申請の回数

補助金の交付の申請は、1団体につき1回となります。

※団体名称が異なっても、構成員等から同一団体とみなされる場合は、一つの団体とみなします。

5. 補助金の額

1団体あたり上限 30万円（対象経費合計額の10/10以内）

※補助金を受けることによって収益が生じる場合は、補助金の額から収益相当額を控除したうえで補助金の額を算出します。

※助成金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

6. 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、下の表のとおりです。

ただし、個別の経費項目が補助対象経費の合計額の3分の2を超えることはできません。

項目	補助の対象となる経費
報償費	講師謝礼、専門的技能を有する協力者への謝礼等
旅費	講師等の交通費 ※領収書が発行可能な公共交通機関のみとする。 ※距離にかかわらず1人当たり上限5万円とする。
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費 ※単価3万円未満(消費税を除く。)のものとする。 ※販売品に関する費用は対象外とする。 ※景品代(賞金、金券等を除く。)に関する費用は、単価1万円以下(消費税を除く。)とする。
食糧費	事業実施に必要不可欠と認められる費用 ※1人当たり上限2,000円とする。
役務費	事業の実施又は連絡用に使用する郵送料、保険料、広告料、各種手数料、運搬料
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、冊子等の印刷製本費(ウェブサイトの作成費用及び更新費用(補助対象期間内に限る)を含む。)
使用料及び賃借料	会場使用料及び事業に必要な物品等の借上料
委託料	会場設営や音響、照明等の専門業者への委託料

1. 益城町集落支援員への事前相談

補助金の申請には益城町集落支援員への事前相談が必要です。

※集落支援員による事業についての「説明会」および「相談会」を開催します。

詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、復興まちづくりセンターにじいろ(Tel: 096-284-1711)にお問い合わせください。

2. 申請書類の提出

【提出書類】

- (1) 交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 団体の定款、規約、規則等
- (5) その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

3. 審査及び交付決定等

益城町つなぐ交付審査会において内容を審査し、交付又は不交付の決定を行います。

決定通知書は、後日、代表者に通知します。

（補助金の交付が決定した場合）

4. 事業の実施

イベント等を実施する場合は、集落支援員が取材等に伺います。

5. 実績報告書類の提出

事業完了後、1か月を経過する日までに提出してください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書(別記第8号様式)
- (2) 事業報告書(別記第9号様式)
- (3) 収支決算書(別記第10号様式)
- (4) 支出を証する領収書等の写し
- (5) 写真（消耗品費、広告料等を事業費に計上した場合に限ります。）
- (6) その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

6. 補助金の額の確定

提出いただいた実績報告書類をもとに、助成金の額を確定します。

7. 助成金の請求

補助金の確定通知を受領した団体は、請求書(別記第12号様式)を提出していただきます。

なお、必要に応じて、概算払い(前払い)の請求ができます。

このようなときはご相談ください

- 事業内容や経費に変更が生じたとき。

※変更申請書の提出が必要な場合があります。

- 気象条件、天変地異等主催者の意思に基づかない不測の事態により事業の全部又は一部が中止となったとき。

※執行済みの経費やキャンセル料等の中止に係る経費については補助対象とすることが
できる場合があります。

また、虚偽の申請等があった場合は、決定の取り消しや助成金の返還が発生しますので、ご注意ください。

申請書類等の提出・事業に関する問い合わせ

益城町役場 総務課町長公室 TEL:096-286-3111